

大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚と聴覚に重複して障がいがあることによりその障がいが重度である者（以下「盲ろう者」という。）の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援する通訳・介助者（以下「通介者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 前条の事業の実施主体は大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、前条の事業の実施に当たっては、当該事業の実施に関し、盲ろう者への深い理解と経験を有し、障がい者や障がい者団体への総合的な相談支援機能を有する者に委託等して実施するものとする。

(養成研修等)

第3条 府は、第1条の事業の実施に当たっては、通介者を養成し、確保するための研修として養成研修及び現場実習（以下「養成研修等」という。）を実施するものとし、養成研修等を修了した者に修了証書（様式第1-1号）を交付するものとする。

2 府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第4条第2項及び第3項により登録された者に対し、技術等を向上させるための現任研修を実施するものとし、当該研修を修了した者に修了証書（様式第1-2号）を交付するものとする。

3 府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第4条第6項に該当する者に対し、第1号に定める養成研修等で習得した技能等の保持状況を確認するため、現任実習を実施する。

(研修対象者)

第4条 養成研修の対象者は、次の各号いずれにも該当する者で、府が適当と認めたものとする。

- 一 府内に居住、通学または勤務その他活動の場を有する者であること。
- 二 盲ろう者福祉に熱意があり、通介者として活動することを誓約する者であること。

(研修内容)

第5条 養成研修の内容は、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成25年3月25日付障企自発325第1号）の「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」に基づき編成するものとする。

(事務の協力)

第6条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、盲ろう者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**31**年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月**17**日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月**28**日から施行する。